《欧州と米国のPFAS規制対象の違い》

欧州 ：PFAS規制はふっ素化合物のほぼ全てが対象

米国 ：人体への流入可能性のある水溶性物質に限定

フッ素化合物の区分けと規制対象

- **フッ素化合物**
  - **無機 ふっ素化合物**　例：蛍石、フッ化水素、六フッ化リン酸リチウム、NF3ガス、SF6ガス など
  - **有機 ふっ素化合物**
    - **PFASでないもの**　例：トリクロロフルオロメタン(CCl2F)、トリフルオロメタン(CHF3) など
    - **PFAS**
      - **低分子化合物**
        - **PFAA(ポリ/パーフルオロアルキル酸類)**　※水の汚染物質
          - 例：PFCA(パーフルオロアルキルカルボン酸)：PFOA、PFHxA 等
            PFSA(パーフルオロアルカンスルホン酸)：PFOS、PFHxS 等 など
        - **分解などによりPFAAを発生し得る物質群**
          - 例：フッ素化アルコール、パーフルオロアルキルヨウ素
            パーフルオロアルカノイルフルオリド、パーフルオロアルカンスルフォニルフルオリド
            などのうち一部の物質やその誘導体 など
        - **その他**
          - 例：パーフルオロアルカン、パーフルオロアルキルアミン、フッ素化側鎖を有する芳香族類 など
      - **高分子化合物**　例：フッ素樹脂(PTFE、PVDF、PFA等)、フッ素ゴム(FKM等) フッ素化ウレタンポリマー、フッ素化エポキシポリマー、フッ素化ポリイミド、パーフルオロポリエーテル など

米国では拡大を検討中

米国 規制案

欧州 規制案

引用元：経済産業省 製造産業局 素材産業課 令和5年3月6日「欧州PFAS規制のパブコメ案について」を元に弗素樹脂工業会にて改変